

○経済産業省告示第七百七十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第七条の規定に基づき、外国為替令第七条の経済産業大臣が指定する取引又は行為を次のように定め、平成十三年一月六日から施行する。

なお、平成十年通商産業省告示第八十二号（外国為替令第七条の規定に基づき通商産業大臣が指定する取引又は行為を定める件）は、平成十三年一月五日限り、廃止する。

平成十二年十二月二十日

経済産業大臣 平沼 赳夫

【最終改正】令和六年四月十日経済産業省告示第七十九号

外国為替令第七条の経済産業大臣が指定する取引又は行為は次のとおりとする。

一 宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を提供する取引

二 外国為替令第七条第四号に掲げる貨物の輸入のうち、同令第六条第五項の規定に基づき経済産業大臣が指定した貨物の輸入に該当するもの

三 外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）第五号に規定する特定資本

取引

四 外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年経済産業省告示第九十三号）第二号の七及び第四号に規定する役務取引等